

令和2年4月17日

保護者の皆様

旭川市立光陽中学校
校長 東 藤 義 文

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業のお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、保護者の皆様のご理解のもと、4月7日より学校を再開したところですが、新型コロナウイルスの感染症の拡大が続き、全国の都道府県に対し緊急事態宣言が発令されました。さらに、北海道は特定警戒都道府県に指定され、北海道と旭川が一丸となって感染症の拡大防止取り組んでいくことが求められています。

こうした緊急の状況の中、道教委・市教委の要請を受け、4月20日（月）から5月6日（水）までの17日間を臨時休業とすることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、こうした事情をご理解いただき、子ども達の健康と安全を守るための今回の措置に、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業期間 4月20日（月）～5月6日（水）の17日間

* 学校を再開する日 5月7日（木）

* 5月7日（木）の時間割、持ち物等につきましては、連絡メール等を通じてお知らせします。

2 保護者の皆様へのお願い

(1) 健康について

① 「健康観察記録表」に朝夕の検温をこまめに行うなど、体調管理と健康観察をお願いします。（5月1日からの「健康観察記録表」は本日配付しております。）また、グーグルフォーム等を利用して、学校がお子様の健康状況を確認しますので、あわせてご協力をお願いいたします。

なお、発熱や風邪症状がみられら場合は、学校へ連絡ください。また、担任より、電話等で体調や生活・学習の状況等について伺わせていただくこともありますので、よろしく申し上げます。

② 臨時休業期間中、不要不急の外出は避け、咳エチケット（マスク等）、手洗いの励行、3密（密集・密接・密閉）を避けることなどについてお話しください。

(2) 学習について

① 「学び設計シート」を活用し、時間を決めて、計画的に学習を進めるようお声がけください。

② 来週、学校から家庭学習課題を配付します。配布された家庭学習課題・各教科の
(裏面へ)

ワーク・ドリルやeライブラリー・市教委「あさひかわ春の学び場」等を活用し、計画的に家庭学習に取り組ませてください。

- ③ 4月20日（月）実施予定の学力テストについては本日お子さんに配付しています。これは4月20日（月）の学習課題とさせていただきます。

テスト終了後は、ご家庭で解答用紙を保管し、学校再開時に提出してください。
（教員が採点を行います）

なお、この学力テストは、お子さんが学習の定着度を把握したり、教員が生徒の学習内容の理解度を把握したりすることにより、授業の工夫・改善に役立てるものであり、成績に反映させるものではありません。

（3）生活について

- ① お子様の規則正しい生活にご配慮願います。
- ② SNSの使用等、時間を決め、情報モラルに十分注意させてください。
- ③ やむを得ず自転車での外出をする場合等、交通安全には十分注意ください。
- ④ お子様の心や体についてご心配やご相談のある場合は、下記の相談窓口等にお問い合わせください。

（旭川市保健所の電話相談窓口 電話：0166-26-2397）

（4）部活動について

- ① 臨時休業期間中、部活動は中止といたします。学校再開後には部活動も再開する予定です。
- ② 1年生の「部活動入部届」について、本日までに提出ができなかったご家庭につきましては、入部届と入部金を4月22日（水）までに保護者が学校へお届けください。なお、この期間に届けることができない場合は、学校へ連絡ください。

（5）その他

- ① 学校行事につきましては、別紙「学校行事の日程変更について」にてお知らせしております。当面の間、希望による保護者懇談も延期とさせていただきますが、緊急の場合や、担任に相談しておきたいことがございましたら、遠慮なく学校へお申し出ください。
- ② 今後、緊急のお知らせについては、連絡メールや学校ホームページを活用して発信させていただくこともあります。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ③ 「就学援助制度のお知らせ」を配布しております。ご希望されるご家庭につきましては、旭川市教育委員会学務課就学援助担当までお問い合わせください。（就学援助制度のお知らせのパンフを参照ください）

旭川市教育委員会学校教育部学務課就学助成担当直通

TEL 0166-25-9117